

協議第18号

高齢者福祉事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-11 高齢者福祉事業の取扱い
<p>1 高齢者保健福祉計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 高齢者福祉事業の各制度については、次の区分により調整する。 なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。</p> <p>    <u>現行のとおり新町に引き継ぐもの</u>     — <u>合併時に統合するもの</u>     — <u>合併時に再編するもの</u>     <u>新町において調整するもの</u>     <u>合併時に廃止するもの</u></p> <p>3 <u>デイサービスセンター、訪問介護事業所及び生活支援ハウス運営事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>4 <u>在宅介護支援センター運営事業については、次のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>    (1) <u>基幹型支援センターについては、幕別地域に1カ所設置する。</u></p> <p>    (2) <u>地域型支援センターについては、幕別地域に2カ所、忠類地域に1カ所設置する。</u></p>	

「協議第18号 高齢者福祉事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-11 高齢者福祉事業の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>1 略</p> <p>2 高齢者福祉事業の各制度については、次の区分により調整する。            なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。            現行のとおり新町に引き継ぐもの</p> <p>— 合併時に再編するもの</p> <p>— <u>合併時までに調整するもの</u>            新町において調整するもの            合併時に廃止するもの</p> <p>3 <u>在宅介護支援センター運営事業については、次の区分により調整する。</u></p> <p>(1) <u>基幹型支援センターについては、合併時までに統合する。</u></p> <p>(2) <u>地域型支援センターについては、基幹型支援センターの統合に伴い、合併時に再編する。</u></p>	<p>1 略</p> <p>2 高齢者福祉事業の各制度については、次の区分により調整する。            なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。            現行のとおり新町に引き継ぐもの</p> <p>— <u>合併時に統合するもの</u></p> <p>— 合併時に再編するもの</p> <p>新町において調整するもの            合併時に廃止するもの</p> <p>3 <u>デイサービスセンター、訪問介護事業所及び生活支援ハウス運営事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>4 <u>在宅介護支援センター運営事業については、次のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>(1) <u>基幹型支援センターについては、幕別地域に1カ所設置する。</u></p> <p>(2) <u>地域型支援センターについては、幕別地域に2カ所、忠類地域に1カ所設置する。</u></p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
独居老人等ふれあい訪問事業	<p>【訪問サービス事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 高齢者在宅訪問（お元気ですか訪問）サービス事業</li> <li>・事業内容 おおむね2週間に一度を限度に利用者の居宅を訪問することにより、利用者の安否を確認するとともに、励まし勇気づけを通して住み慣れた地域での生活の継続に資する。</li> <li>・対象者 65歳以上の独居者 その他必要と認められる者</li> </ul> <p>【友愛訪問事業】 該当なし</p>	<p>【訪問サービス事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 在宅福祉サービス事業</li> <li>・事業内容 1日1回、週6回を限度に乳製品等を持って訪問し、友好的な人間関係の形成に努めながら安否、健康状態、防犯状況、火気及びガス取扱状況等についての確認を行う。</li> <li>・対象者 おおむね65歳以上の独居者 おおむね65歳以上を含む夫婦世帯で、身体又は精神的になんらかの援護を必要とする者がいる世帯 その他社協会長（事業委託先）が認めた世帯</li> </ul> <p>【友愛訪問事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 友愛訪問事業</li> <li>・事業内容 毎年12月に、老人クラブ連合会の協力により対象者宅の訪問を行うことにより、高齢者相互のふれあいと友愛を深め福祉の向上を図る。なお、訪問時に村からの慰問品の贈呈を依頼している。</li> <li>・対象者 70歳以上のひとり暮らしや寝たきり、傷病等の理由により自宅にいがちな高齢者で、民生児童委員協議会の意見を参考にして選考された者（世帯）</li> </ul>	<p>訪問サービス事業については、<u>新町の事業として、合併時に再編する。</u></p> <p>友愛訪問事業については、合併時に廃止する。</p>	<p>訪問サービス事業については、<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>友愛訪問事業については、合併時に廃止する。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容																	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案																
し尿汲取料及び上下水道使用料等助成事業	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 生活保護法による被保護世帯 重度心身障害者在宅世帯 母子・父子世帯 65歳以上の独居老人世帯 世帯全員が70歳以上の老人世帯 については、全世帯対象だが、～ については、村民税非課税世帯又は均等割のみの課税世帯を対象としている。</li> <li>・助成金額  <table border="0"> <tr> <td>汲取料（全世帯）</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>水道料（市街地のみ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    生活保護世帯</td> <td>570円/月</td> </tr> <tr> <td>    その他の世帯</td> <td>230円/月</td> </tr> <tr> <td>下水道料（市街地のみ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    生活保護世帯</td> <td>650円/月</td> </tr> <tr> <td>    その他の世帯</td> <td>260円/月</td> </tr> <tr> <td>個別排水処理施設使用料</td> <td>260円/月</td> </tr> </table> </li> </ul>	汲取料（全世帯）	全額	水道料（市街地のみ）		生活保護世帯	570円/月	その他の世帯	230円/月	下水道料（市街地のみ）		生活保護世帯	650円/月	その他の世帯	260円/月	個別排水処理施設使用料	260円/月	事業のあり方について、合併時までに調整する。	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、合併する年度の翌年度以降3年度の経過措置により、忠類地区の対象者に助成する金額を段階的に調整し、平成21年3月31日をもって廃止する。</p> <p>忠類地区の助成金額 平成18年度 現行の助成金額の75% 平成19年度 現行の助成金額の50% 平成20年度 現行の助成金額の25% (10円未満端数切捨)</p>
汲取料（全世帯）	全額																			
水道料（市街地のみ）																				
生活保護世帯	570円/月																			
その他の世帯	230円/月																			
下水道料（市街地のみ）																				
生活保護世帯	650円/月																			
その他の世帯	260円/月																			
個別排水処理施設使用料	260円/月																			
除雪サービス事業	<p>該当なし</p> <p>社会福祉法人幕別町社会福祉協議会が、「特別除雪サービス」として歳末見舞金の対象者で、除雪が困難な単身世帯の高齢者 80歳以上の高齢者のみの世帯又は単身の身体障害者とし、低所得者（生活保護世帯を除く）であるものを対象に、住宅前の通路等の生活道路の除雪を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容 積雪が多く除排雪が困難な場合に、冬季間の生活及び緊急時に支障を来さないよう住宅前の通路等生活道路の除雪を行う。屋根の雪下ろしは屋根に20cm以上の積雪がある場合に行う。</li> <li>・対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らしの老人 おおむね65歳以上の老人を含む夫婦世帯でいずれか1人以上が身体又は精神的になんらかの援護を必要とする世帯 その他社協会長（事業委託先）が必要と認めた世帯</li> </ul>	事業内容及び実施方法について、合併時までに調整する。	新町において調整する。																

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
外出支援サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 外出支援サービス</li> <li>・対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>リフト付ワゴン車</li> <li>ア.65歳以上の高齢者で、歩行が困難であり通常の車両による移動が不可能である者</li> <li>イ.身障手帳交付を受けている者で、1又は2級の下肢障害者及び体幹障害者並びに1級の視覚障害者で、歩行の困難で通常の車両による移動が不可能である者</li> <li>通常ワゴン車</li> <li>ア.65歳以上ひとり暮らし又は65歳以上の高齢者世帯に属する者で、身体虚弱の理由により公共の交通機関での移動が困難な者</li> <li>イ.身障手帳交付を受けている者で、1又は2級の下肢障害者及び体幹障害者並びに1級の視覚障害者で、歩行が困難で公共の交通機関での移動が困難な者</li> </ul> </li> <li>・利用範囲 利用者の居宅から十勝管内の医療機関等の通院、退院及び機能回復訓練。ただし、入院先から他の医療施設等への通院等は除く。 公的機関又は福祉団体が実施する行事等への参加 町又は帯広市への買い物等の社会参加 その他必要と認められる場合</li> </ul>	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。	幕別町の例により、合併時に再編する。

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
外出支援サービス 事業 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用回数等 原則3回/月、かつ、5回/2ヵ月以内。 ただし、公的機関又は福祉団体が実施する行事等への参加する場合はその限りでない。 利用時間は、利用者間の調整を図りつつ必要に応じて可能な範囲で、月～金曜日に提供</li> </ul>			
訪問給食サービス 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 食の自立支援サービス</li> <li>・対象者 65歳以上のひとり暮らし高齢者 65歳以上の高齢者世帯に属する者 その他必要と認められる者</li> <li>・実施回数及び利用者負担 毎週月曜日から土曜日の昼食、夕食(8月13～15日及び1月1～3日を除く) 1食400円、遠距離配達加算料200円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 給食サービス</li> <li>・対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らしの老人 おおむね65歳以上の老人を含む夫婦世帯でいずれか1人以上が身体又は精神的になんらかの援護を必要とする世帯 その他社協会長(事業委託先)が必要と認めた世帯</li> <li>・実施回数及び利用者負担 宅配サービス 週4回を限度に夕食(1食400円) 昼食交流会 4～12月に月1回(1回400円) おせち料理 12月31日(年1回2,000円)</li> </ul>	<p>事業内容について、合併時まで調整する。</p>	<p>幕別町の例により、合併時に統合する。ただし、実施回数については、新町において調整する。なお、忠類村の昼食交流会は、生きがい活動支援通所事業として、合併時に再編し、おせち料理は、合併時に廃止する。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
寝具乾燥サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 布団洗濯乾燥サービス</li> <li>・概要 寝具類の洗濯（年1回）及び乾燥サービス（3カ月に1回）を実施する。</li> <li>・利用者負担等 利用者負担はないが、1回のサービスにつき、対象者1人当たり敷布団、掛け布団、毛布、丹前などの寝具を計4枚までに限定している。</li> <li>・対象者 身体虚弱等の理由により布団乾燥が困難な者で、次のいずれかに該当する者 65歳以上の単身世帯 65歳以上の高齢者のみの世帯に属する者 その他必要と認められる者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 布団乾燥サービス</li> <li>・概要 寝具類の乾燥サービスを年2回実施する。</li> <li>・利用者負担等 乾燥枚数に規定はないが、1回のサービスにつき、対象者1人当たり5,000円を超えた分は利用者から実費を徴収している。</li> <li>・対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らしの老人 おおむね65歳以上の老人を含む夫婦世帯でいずれか1人以上が身体又は精神的になんらかの援護を必要とする世帯 その他社協会長（事業委託先）が必要と認めた世帯</li> </ul>	事業内容について、合併時まで調整する。	幕別町の例により、合併時に統合する。

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
徘徊高齢者家族支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容 徘徊高齢者が徘徊した場合に、人工衛星を利用した測位システムと携帯電話の電波を併用したシステムにより、徘徊高齢者を介護する者が直接、電話等により所在を検索し、居場所の確認することができる携帯型の電波発信器を貸与する。</li> <li>・主な負担区分（税抜き額） 町負担 加入料： 5,000円 付属品： 2,000円 月額基本料： 500円/月 情報提供料（位置検索料） 電話オペレーター検索 200円/回 インターネット検索 100円/回 利用者負担 現場急行料： 10,000円/回</li> </ul>	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。	幕別町の例により、合併時に再編する。
緊急通報体制等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容 緊急通報用電話機（電話機本体、ワイヤレスリモートスイッチ、ハンズフリーボックスに熱感知器、煙感知器及びガス感知器を含む。）を利用者の自宅に設置し、電話回線で東十勝消防事務組合幕別消防署と結び、急病や災害等の事態が発生したときに迅速に対応する。（幕別消防署による24時間対応）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容 緊急通報用電話機（電話機本体、ワイヤレスリモートスイッチ、ハンズフリーボックスに熱感知器、煙感知器及びガス感知器を含む。）を利用者の自宅に設置し、電話回線で南十勝消防事務組合忠類支署と結び、急病や災害等の事態が発生したときに迅速に対応する。（忠類支署による24時間対応）</li> </ul>	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、機器更新時に調整する。	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。



区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
軽度生活援助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業内容 軽度生活支援員が自宅を訪問し、軽度な家事を援助する 掃除 洗濯 調理 外出時の援助 玄関前の簡易な除雪 その他在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の維持を可能にし、要介護状態への進行を防止するために行う軽度な家事を援助</li> <li>・ 対象 65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯に属する者で次のいずれかの者 要介護 / 要支援認定で非該当となったもので、日常生活に支障があるために、軽度かつ一時的に生活支援が必要な者 認定を受けていないが退院後まもない理由にて、居室の掃除等日常生活に支障があるために一時的な生活支援が必要と認める者 町長が、65歳未満であっても障害等を事由に日常生活に支障があると認める者</li> <li>・ 利用回数制限     2時間/週1回</li> <li>・ 利用者負担         75円/時間</li> </ul>	<p>該当なし</p> <p>類似事業 「訪問介護事業所」による要介護認定者以外への訪問介護（生活援助）事業</p>	新町の事業として、合併時に再編する。	幕別町の例により、合併時に再編する。

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
生活管理指導員派遣事業	該当なし	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。	(削除)
生きがい活動支援通所事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 生きがい活動通所事業</li> <li>・事業内容 65歳以上で居宅に閉じこもりがちな、要介護/要支援認定を受けていない者及び身体の虚弱等の者、又は町長が事業対象として特に認めた者を対象に、近隣の公共施設で参加者の希望に応じて健康体操や趣味活動等を行い、地域との連携の中で高齢者の社会参加を促進する。</li> <li>・開催日 陶芸教室 4回/月 いきいきエンジョイ教室 2回/月</li> <li>・利用者負担 無料(原材料等の実費は負担)</li> <li>・運営方式 幕別町社会福祉協議会に委託</li> </ul>	<p>該当なし</p> <p>類似事業 「デイサービスセンター」による要介護認定者以外へのデイサービス事業</p>	合併時に再編する。	幕別町の例により、合併時に再編する。

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
在宅高齢者等介護 手当支給事業	<p>・対象者 要介護4又は5と判定された者又はこれに相当すると認められる者を在宅において介護している介護者で、次のいずれにも該当している者</p> <p>ア.介護するに至った日から起算して1年間、介護保険法に規定する居宅サービス（短期入所生活介護、短期入所療養介護にあたっては1年間のうち7日以内の利用）及び介護保険法に規定する施設サービスも利用がないこと。</p> <p>イ.介護するに至った日から起算して1年間、居宅介護福祉用具購入費及び居宅介護住宅改修費の支給を受けていないこと。</p> <p>ウ.介護者の属する世帯の世帯主及び世帯員が、介護するに至った日から起算して1年を経過した日の属する年度（4～6月の場合は前年度）分の市町村民税が非課税であること。</p> <p>前記ア及びイに規定する1年間の算定について、要介護者の入院期間が連続3月未満は在宅扱いとし、3月以上の時は、入院期間の前後の在宅における介護期間を合算して算定する。</p> <p>・支給金額 要介護者一人につき 年額100,000円</p>	<p>・対象者 障害老人の日常生活自立度判定基準のランクB～Cに該当し、その状態が6ヵ月以上継続している者を介護している者 痴呆性老人の日常生活自立度判定基準のランク、及びMに該当する者を介護している者 難病患者を介護している者 身体障害者手帳1又は2級の交付を受けた者か又は、重度の知的障害と判定又は診断された者を介護している者 介護をする家族がなく、かつ、村長が特に認めた上記～に該当する本人いずれも生活保護受給世帯は対象外とする。</p> <p>・支給金額 要介護者一人につき 月額10,000円</p>	<p>事業内容について、合併時までに調整する。</p>	<p>幕別町の例により、合併時に統合する。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
敬老事業(祝金等)	<p>【敬老祝金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 敬老祝金</li> <li>・対象者 9月15日現在幕別町に1年以上在住し、当該年の12月31日現在で年齢が80歳以上の者</li> <li>・支給額 80歳以上90歳未満 15,000円 90歳以上 20,000円</li> </ul>	<p>【敬老祝金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 敬老祝金</li> <li>・対象者 9月1日現在(基準日)において、忠類村に1年以上居住し、住民基本台帳又は外国人登録法による登録をしている年齢75歳以上の者</li> <li>・支給額 2万円若しくは2万円相当の商品券等</li> </ul> <p>・名称 米寿祝金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 9月1日現在(基準日)において、忠類村に1年以上居住し、住民基本台帳又は外国人登録法による登録をしている88歳(数え年)に到達する者。</li> <li>・支給額 5万円</li> </ul>	<p>敬老祝金及び長寿祝金については、合併時に再編する。</p>	<p>敬老祝金については、次のとおり合併時に再編する。<u>ただし、忠類地区については、合併する年度の翌年度以降3年度以内の経過措置により、敬老祝金等を段階的に調整し統一する。</u></p> <p><u>敬老祝金</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 9月15日現在町内に1年以上在住し、当該年の12月31日現在で年齢が80歳の者</li> <li>・支給額 15,000円</li> </ul> <p><u>米寿祝金</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 9月15日現在町内に1年以上在住し、数え年88歳の者</li> <li>・支給額 20,000円</li> </ul>

区 分	現 況		調整の具体的内容									
	幕別町	忠類村	決定済	再提案								
敬老事業(祝金等) (つづき)				<u>忠類地区の敬老祝金</u> 敬老祝金								
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>金額 15,000円 対象 75歳以上</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>金額 10,000円 対象 75歳以上</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>金額 5,000円 対象 75歳以上</td> </tr> </tbody> </table>	年度	内 容	H18	金額 15,000円 対象 75歳以上	H19	金額 10,000円 対象 75歳以上	H20	金額 5,000円 対象 75歳以上
				年度	内 容							
				H18	金額 15,000円 対象 75歳以上							
				H19	金額 10,000円 対象 75歳以上							
H20	金額 5,000円 対象 75歳以上											
<u>米寿祝金</u>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>金額 40,000円 対象 大正7年9月2日から 大正8年12月31日まで に生まれた者</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>金額 30,000円 対象 数え年88歳の者</td> </tr> </tbody> </table>	年度	内 容	H18	金額 40,000円 対象 大正7年9月2日から 大正8年12月31日まで に生まれた者	H19	金額 30,000円 対象 数え年88歳の者						
年度	内 容											
H18	金額 40,000円 対象 大正7年9月2日から 大正8年12月31日まで に生まれた者											
H19	金額 30,000円 対象 数え年88歳の者											

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
敬老事業(祝金等) (つづき)	<p>【長寿祝金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 (町長交際費から支出)</li> <li>・対象者 9月15日を基準とし、幕別町民で100歳到達者</li> <li>・支給額及び支給日 祝金50,000円、記念品10,000円相当を満100歳の誕生日に支給</li> </ul> <p>【敬老会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概要 米寿者への記念品贈呈 老人クラブ功労者表彰 会食 アトラクション</li> <li>・対象者 9月15日現在幕別町に居住する者(年齢制限有り)。「平成17年度に対象者を77歳以上の者」になるよう、1歳ずつ対象年齢(基準日9月15日)を上げている。</li> <li>・開催場所 札内スポーツセンター</li> </ul>	<p>【長寿祝金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 敬老祝金における特別祝金</li> <li>・対象者 9月1日を基準日として忠類村に1年以上居住し、住民基本台帳又は外国人登録法による登録をしている満100歳に到達した者</li> <li>・支給額及び支給日 祝金100,000円を満100歳となった年の誕生日に支給</li> </ul> <p>【敬老会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概要 米寿者への記念品贈呈 会食 アトラクション</li> <li>・対象者 敬老会当日に忠類村に在住する者(年齢制限有り)。「平成18年度に対象者を75歳以上の者」になるよう、毎年1歳ずつ対象年齢(基準日12月31日)を上げている。</li> <li>・開催場所 忠類村コミュニティセンター</li> </ul>	<p>敬老会については、<u>地域単位で開催することとし、事業内容については、合併時まで調整する。</u></p>	<p><u>長寿祝金については、幕別町の例を基準に、合併時に再編する。</u></p> <p>敬老会については、<u>地域単位で開催することとし、事業内容については、幕別町の例を基準に、合併時に再編し、対象者については、幕別町の例により、平成19年度に統合する。</u></p> <p><u>平成18年度の忠類地区の対象者 平成18年中に満77歳到達者</u></p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
生活管理指導短期 宿泊事業	該当なし	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。	(削除)
介護用品等給付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容及び支給額 町内販売店にて、月額一人当たり5,000円を限度に購入した介護用品代について、年2回の支払い時期に支給する。</li> <li>・対象介護用品 紙おむつ 尿取りパット 使い捨て手袋 清拭剤 ドライシャンプー その他必要と認めるもの</li> <li>・対象者 次のいずれかに該当する者（生活保護法など、他の制度により同様の給付を受けている者は除く） 要介護4又は5と判定された者で、常時介護用品等の使用が必要と認められている者 痴呆等により、常時介護用品等の使用が必要と認められている者</li> </ul>	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。	幕別町の例により、合併時に再編する。

区分	現況		調整の具体的内容													
	幕別町	忠類村	決定済	再提案												
温泉敬老入浴事業	<p>該当なし</p> <p>老人福祉センターを利用した入浴サービス</p> <p>対象者 65歳以上の高齢者</p> <p>利用料 無料</p> <p>休館日 (1)日曜日 (2)国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3)12月30日から1月6日まで</p> <p>利用時間 午前10時から午後6時まで</p>	<p>・名称 アルコ236敬老入浴事業</p> <p>・目的 村民の健康保持増進及び村民相互のふれあいと憩いの場として、ナウマン温泉アルコ236をを活用すべく、70歳以上の高齢者に敬老無料入浴券を給付する。</p> <p>・事業内容 村は、毎年4月1日から年度末までの間、敬老無料入浴券(40回分)を、希望する対象者に給付(年度内1回限り、再発行なし)する。 村は、毎月、利用済入浴券の枚数分(月締め)に伴う入浴料を、温泉経営者に支出している。</p> <p>・平成14年度実績</p> <table border="0"> <tr> <td>支出額</td> <td>2,430,750円</td> </tr> <tr> <td>給付者数</td> <td>305人</td> </tr> <tr> <td>延利用者数</td> <td>6,945人</td> </tr> </table>	支出額	2,430,750円	給付者数	305人	延利用者数	6,945人	<p>事業のあり方について、合併時まで調整する。</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 ただし、合併する年度の翌年度以降3年度の経過措置により、忠類地区の対象者に給付する無料入浴券の枚数を段階的に調整し、平成21年度から事業の趣旨を尊重し、新たな手法により実施する。</p> <p>忠類地区の無料入浴券給付枚数</p> <table border="0"> <tr> <td>平成18年度</td> <td>30枚</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>20枚</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>10枚</td> </tr> </table>	平成18年度	30枚	平成19年度	20枚	平成20年度	10枚
支出額	2,430,750円															
給付者数	305人															
延利用者数	6,945人															
平成18年度	30枚															
平成19年度	20枚															
平成20年度	10枚															
温泉入浴移送サービス	<p>該当なし</p> <p>老人福祉センターへの入浴移送サービス</p> <p>事業内容 福祉バスを利用し、月2回6路線で運行</p>	<p>・対象者 村内の農村地区(市街地以外)に在住するおおむね65歳以上の者</p> <p>・事業内容 交通手段がないなどの理由により、温泉(アルコ236)の利用ができない者を対象に、村の福祉バスによる送迎を行う。</p> <p>・実施日 4月から12月上旬までの間の第2・4金曜日実施</p>	<p>事業のあり方について、合併時まで調整する。</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 ただし、温泉敬老入浴事業に合わせて、事業のあり方について、調整する。</p>												



区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業	該当なし	該当なし	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。	(削除)
デイサービスセンター	該当なし 民間事業者が事業を行っていることから、設置していない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 デイサービスセンター</li> <li>・営業日 月曜日～金曜日 (12月31日～1月5日までを除く)</li> <li>・営業時間 8:45～17:15 (サービス提供は10:00～16:00)</li> <li>・利用料 要介護認定者 ア.介護報酬の告示上の額 イ.食材料費の実費相当分(450円) 要介護認定者以外 950円/週1回</li> <li>・委託先 忠類村社会福祉協議会</li> </ul>	実施方法について、合併時まで調整する。	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
訪問介護事業所	該当なし 民間事業者が事業を行っていることから、設置していない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 訪問介護事業所</li> <li>・営業日 月曜日～金曜日 (12月31日～1月5日までを除く)</li> <li>・営業時間 8:45～17:15</li> <li>・利用料 要介護認定者 介護報酬の告示上の額 要介護認定者以外 ア.30分以上1時間未満 170円 イ.1時間以上2時間未満 350円</li> </ul>	実施方法について、合併時まで調整する。	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

区 分	現 況		調整の具体的内容																																														
	幕別町	忠類村	決定済	再提案																																													
生活支援ハウス運営事業	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 高齢者生活福祉センター</li> <li>・利用料 居住部門利用者負担(月額)</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象収入による階層区分</th> <th>利 用 負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A</td><td>1,200,000円以下</td><td>0円</td></tr> <tr><td>B</td><td>1,200,001円～1,300,000円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>C</td><td>1,300,001円～1,400,000円</td><td>2,500円</td></tr> <tr><td>D</td><td>1,400,001円～1,500,000円</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>E</td><td>1,500,001円～1,600,000円</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td>F</td><td>1,600,001円～1,700,000円</td><td>7,000円</td></tr> <tr><td>G</td><td>1,700,001円～1,800,000円</td><td>8,500円</td></tr> <tr><td>H</td><td>1,800,001円～1,900,000円</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>I</td><td>1,900,001円～2,000,000円</td><td>11,500円</td></tr> <tr><td>J</td><td>2,000,001円～2,100,000円</td><td>13,000円</td></tr> <tr><td>K</td><td>2,100,001円～2,200,000円</td><td>14,500円</td></tr> <tr><td>L</td><td>2,200,001円～2,300,000円</td><td>16,000円</td></tr> <tr><td>M</td><td>2,300,001円～2,400,000円</td><td>17,500円</td></tr> <tr><td>N</td><td>2,400,001円以上</td><td>19,000円</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>入居者の管理費等</li> <li>ア. 単身者                    10,000円</li> <li>イ. 夫婦世帯                15,000円</li> <li>ウ. 各居室の電気料        実費</li> <li>入居者の給食利用料</li> <li>350円/食(昼食のみ対応)</li> <li>家族交流室使用料        該当なし</li> </ul>	対象収入による階層区分		利 用 負担額	A	1,200,000円以下	0円	B	1,200,001円～1,300,000円	1,000円	C	1,300,001円～1,400,000円	2,500円	D	1,400,001円～1,500,000円	4,000円	E	1,500,001円～1,600,000円	5,500円	F	1,600,001円～1,700,000円	7,000円	G	1,700,001円～1,800,000円	8,500円	H	1,800,001円～1,900,000円	10,000円	I	1,900,001円～2,000,000円	11,500円	J	2,000,001円～2,100,000円	13,000円	K	2,100,001円～2,200,000円	14,500円	L	2,200,001円～2,300,000円	16,000円	M	2,300,001円～2,400,000円	17,500円	N	2,400,001円以上	19,000円	施設間のサービス及び機能の違いがあるため、それぞれ現行のとおり新町に引き継ぐものとする。	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
対象収入による階層区分		利 用 負担額																																															
A	1,200,000円以下	0円																																															
B	1,200,001円～1,300,000円	1,000円																																															
C	1,300,001円～1,400,000円	2,500円																																															
D	1,400,001円～1,500,000円	4,000円																																															
E	1,500,001円～1,600,000円	5,500円																																															
F	1,600,001円～1,700,000円	7,000円																																															
G	1,700,001円～1,800,000円	8,500円																																															
H	1,800,001円～1,900,000円	10,000円																																															
I	1,900,001円～2,000,000円	11,500円																																															
J	2,000,001円～2,100,000円	13,000円																																															
K	2,100,001円～2,200,000円	14,500円																																															
L	2,200,001円～2,300,000円	16,000円																																															
M	2,300,001円～2,400,000円	17,500円																																															
N	2,400,001円以上	19,000円																																															

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
生活支援ハウス運営事業（つづき）	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らしの者及び夫婦のみの世帯であって、高齢等のため独立して生活することに不安がある者 その他村長が特に必要と認める者</li> <li>・利用の解除基準 独立して生活することができなくなった者 自歩行及び自炊ができなくなった者 利用料が負担できなくなった者 常時、医療管理下に入った者 感染症疾患、精神性疾患を有した者 重度の痴呆のため徘徊等問題行動が生じた者 他人に迷惑を及ぼす者 村長が不相当と認める者</li> <li>・夜間管理状況 住込みの管理人がいる。</li> </ul>		
在宅介護支援センター運営事業	<p>【基幹型支援センター】 保健福祉センター内に設置 国の補助基準上の「基幹型」</p> <p>【地域型支援センター】 社会福祉法人幕別真幸協会及び社会福祉法人幕別町社会福祉協議会の2カ所に委託している。</p>	<p>【基幹型支援センター】 ふれあいセンター福寿内に設置 国の補助基準上の「小規模型」</p> <p>【地域型支援センター】 該当なし</p>	<p>基幹型支援センターについては、<u>合併時に統合する。</u> 地域型支援センターについては、<u>基幹型支援センターの統合に伴い、合併時に再編する。</u></p>	<p>基幹型支援センターについては、<u>幕別地域に1カ所設置する。</u> 地域型支援センターについては、<u>幕別地域に2カ所、忠類地域に1カ所設置する。</u></p>